平成２５年（フ）第６７号
秋田市仁井田本町１丁目４番23号
債務者　中川　洋享
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２６号
群馬県桐生市菱町１丁目54番地の４
債務者　伏見　英則
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第３３号
群馬県桐生市相生町３丁目190番地の20
債務者　中村　貴昭
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第１８５号
千葉市稲毛区天台５―12―23　菊池洋一方、住民票上の住所千葉県四街道市大日291番地19
債務者　市川　道子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２９０号
千葉県八千代市村上1113番地１　２街区15棟308号
債務者　里川成士郎
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３１２号
千葉市稲毛区小仲台７丁目30番19号
債務者　林　　清
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３１５号
千葉県市川市八幡１丁目21番８号　ハイツペリエ107号
債務者　涌澤　　舞
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５３号
新潟県五泉市北五泉駅前２番５号
債務者　萩原　広昭
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３２号
新潟市東区新石山２丁目13番地１　うつぎ314号
債務者　松田　和重
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３９号
新潟市中央区紫竹１丁目７番14号　サンビレッジ宮田207号
債務者　川崎　憲人
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４９号
新潟市東区はなみずき１丁目17番14号　メゾン・ド・アンジェリークＡ―６
債務者　石塚　健一
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５９号
新潟市西区小針南台８番59号　サーパス小針南台202号
債務者　福島　東子
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２号
富山県魚津市吉島267―１　ベストイン魚津内、住民票上の住所新潟県上越市北城町１丁目３番31号　ＮＦ１北城201号
債務者　浅利　　浩
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２５年（フ）第３７号
石川県河北郡津幡町字浅田甲127番地
債務者　吉坂むつ子
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１３７号
石川県白山市湊町カ237番地１、従前の住所石川県白山市西美沢野町６番地３
債務者　茶久　麻美
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４７号
長野県東御市袮津1029番地６　フレグランス・ジョイＡ―202
債務者　石田　　勲
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第５１号
長野県上田市住吉246番地５　内樹アパート302号
債務者　坂口　里恵（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
長野地方裁判所上田支部